

(介護予防)訪問看護 料金表(1割・2割負担)

当事業所のある高崎市は地域区分6級地のため1単位に10.42円を乗じた額の1割又は2割相当額が利用者様負担になります。小数点以下端数処理のため、加算の有無やサービス回数、他サービスの利用により利用者様負担に変動がございます。予めご了承ください。

(1) 利用者の方からいただく利用者負担金は、次のとおりです。※介護保険適用時

① (予防)訪問看護利用料

所要時間	基本単位	利用金額(1割)	利用金額(2割)
20分未満	262 単位	273 円	546 円
30分未満	392 単位	408 円	817 円
30分以上1時間未満	567 単位	591 円	1,182 円
1時間以上1時間半未満	835 単位	870 円	1,740 円

交通費(サービス地域外のみ) <input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> 必要	下表参照
---	------

② 2人以上による訪問看護を行う場合(①の利用料に加算されます)

所要時間	基本単位	利用金額(1割)	利用金額(2割)
30分未満	254 単位	265 円	529 円
30分以上	402 単位	419 円	838 円

注1 ①、②において午前6:00～8:00、午後6:00～10:00は所定料金の100分の25の割増料金となり、午後10:00～午前6:00は所定料金の100分の50の割増料金となります。

注2 ①、②において准看護師が訪問を行った場合は、所定料金の100分の90の料金となります。

③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携した場合:2,935単位  
利用料金(1割)3,058円、(2割)6,117円

以下の加算の対象となる方につきましては、別途料金をお支払いいただきます。

④ 初回加算:300単位 利用料金(1割)313円、(2割)625円

⑤ 緊急時訪問看護加算:290単位 利用料金(1割)302円、(2割)604円

⑥ 特別管理加算(Ⅰ):500単位 利用料金(1割)521円、(2割)1,042円

※在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。

⑦ 特別管理加算(Ⅱ):250単位 利用料金(1割)261円、(2割)521円

※在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法、在宅自己疼痛管理指導又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。真皮を越える褥瘡の状態。点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。

⑧ 訪問看護退院時共同指導加算:600単位 利用料金(1割)625円、(2割)1,250円

⑨ 看護・介護職員連携強化加算(介護予防を除く):250単位  
利用料金(1割)261円、(2割)521円

⑩ 長時間訪問看護加算(介護予防を除く):300単位  
利用料金(1割)313円、(2割)625円

※特別管理加算対象者について、1時間半以上の訪問看護を行う場合

⑪ ターミナルケア加算(介護予防を除く):2,000単位

利用料金(1割)2,084円、(2割)4,168円

ターミナルケアにおける計画及び支援を行った場合に加算されます。

※ターミナル後の処置は自費となります。

【計算例1】(1割負担)要介護5で、30分未満の訪問看護をひと月に8回ご利用の場合の利用額

特別管理加算(Ⅰ)の対象の方

- ・ 介護利用料 392 単位×8回= 3,136 単位
- ・ 緊急時訪問看護加算 290 単位×1回= 290 単位

金額にすると、

$$(3,136\text{単位}+290\text{単位}) \times 10.42\text{円} = 35,698 \text{円 (小数点以下を切り捨て)}$$

利用者様負担分(1割分)は、

$$35,698 - (35,698 \times 0.9) \text{円 (小数点以下を切り捨て)} = 3,569 \text{円}$$

【計算例2】(2割負担)要介護5で、30分未満の訪問看護をひと月に8回ご利用の場合の利用額

特別管理加算(Ⅰ)の対象の方

- ・ 介護利用料 392 単位×8回= 3,136 単位
- ・ 緊急時訪問看護加算 290 単位×1回= 290 単位

金額にすると、

$$(3,136\text{単位}+290\text{単位}) \times 10.42\text{円} = 35,698 \text{円 (小数点以下を切り捨て)}$$

利用者様負担分(2割分)は、

$$35,698 - (35,698 \times 0.8) \text{円 (小数点以下を切り捨て)} = 7,139 \text{円}$$

(2) 交通費は、事業者の通常のサービス地域をこえる場合にのみ必要となります。

事業所の実施地域を超えてからの距離	金額
片道10km未満	1,000 円
片道10km以上20km未満	2,000 円
片道20km以上	2,500 円